

決定者	取扱者	
課長	係長	担当者

## 鹿沼市社会福祉協議会 ボランティア号利用申請書

年 月 日

鹿沼市社会福祉協議会長 殿

申請者 住所  
氏名(団体名)  
責任者(団体の長)  
電話番号

ボランティア号を利用したいので、福祉サービス車ボランティア号運用要綱第8条の規定により申請します。

※ 太枠内のみご記入ください

借用車種 (該当に○印)	ハイエース ・ シエンタ (車いすスロープ) ・ ラクティス (車いすスロープ)
借用期間	年 月 日 ( ) ~ 月 日 ( ) 時 分 分
使用目的	
運転者	
免許取得日	年 月 日
免許の種類 (該当に○印)	大型 ・ 中型 ・ 準中型 ・ 普通 (免許の番号 )
利用人数及び 利用者名簿	人 (うち車いす利用者 人)
行き先	

※ 利用する際には必ず裏面「ボランティア号を利用する際の留意事項」をお読みください。

申請書受付者	車輛貸出者	返却取扱者	返却日

## ボランティア号を利用する際の留意事項

次の事項を理解したうえで利用ください。

- 1 運転をされる方は、安全運転を励行し、搭乗者の安全を確保してください。（運転免許取得後3年以上経過した方に限る。）
- 2 ボランティア号は、利用者が次の各号に掲げる各種の事業等の参加又は実施をする場合に利用することができるものとする。
  - (1) 講習会及び研修会
  - (2) スポーツ及びレクリエーション
  - (3) 通院・入退院・機能回復訓練
  - (4) 社会見学
  - (5) 各種ボランティア活動
  - (6) その他、会長が適当と認める行事
- 3 乗車定員を超えた乗車をしないでください。
- 4 貸出し及び返却場所は、社協（鹿沼市総合福祉センター）です。
- 5 貸出し及び返却時間は、原則として平日（祝日を除く）の午前9時から午後5時までです。
- 6 交通事情等やむを得ない場合を除き、申請書に記載の時間内に帰着してください。遅れる場合は事前に社協事務局へ連絡して承認を求めてください。
- 7 ボランティア号の利用後は、車の内外を掃除してください。
- 8 ボランティア号の利用にかかる使用料は、無料です。ただし、次に掲げる経費は、利用者の負担となります。
  - (1) 燃料費
  - (2) 有料道路の使用料
  - (3) 駐車料
- 9 ボランティア号の全部又は一部を故意又は重大な過失等により棄損又は滅失したときは、現状に復していただくこととなります。
- 10 ボランティア号を利用し損害が生じることがあっても、社協はその補償の責めを負いません。
- 11 返還するときは、別紙「利用報告書」を提出してください。